

平成 31 年 4 月 25 日

食品表示基準の一部を改正する内閣府令の公布について

本日、食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成 31 年内閣府令第 24 号）が公布（平成 35 年 4 月 1 日施行）されましたのでお知らせします。

また、この改正に伴い、下記のとおり、食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に対する意見募集の結果を公示し、「新たな遺伝子組換え表示制度に係る考え方（補足資料）」を公表するとともに、新たな遺伝子組換え表示制度に関するリーフレットを作成しました。

記

1. 食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に対する意見募集の結果の公示
2. 新たな遺伝子組換え表示制度に係る考え方（補足資料）
3. リーフレット「知っていますか？遺伝子組換え表示制度」

詳細は、以下の URL を御参照ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/

<問合せ先>

消費者庁 食品表示企画課

電話：03-3507-9136（直通）

担当：蓮見、金杉